

2

令和8年

市議会 2月定例会議案

(その2)

静岡市

## 議案説明

### 議案第10号 令和7年度静岡市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度の静岡市の一般会計の補正予算（第7号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、物価高騰対策として、救急医療を担う病院や中小企業等に対する支援に要する経費のほか、教育環境の充実として、小中学校のトイレ洋式化や特別教室の空調整備に要する経費の増額を計上するとともに、各種事業における決算見込みに伴う、事業費の増額等を計上した。

この結果、補正予算の総額は、11,649,895千円の増額となった。

歳出の補正の主なものは、総務管理費4,311,874千円、小学校費2,307,390千円、保健衛生費1,626,762千円等の増額、道路橋りょう費1,440,743千円、公債費540,900千円、消防費463,060千円等の減額である。

歳入の補正の主なものは、地方交付税3,732,149千円、国庫支出金2,734,094千円、市税2,000,000千円等の増額である。

以上の補正額を加えた累計予算額は、420,693,450千円となる。

なお、継続費の補正は、静岡市民文化会館再整備費の追加、静岡駅北口地下広場大規模改修費の変更である。

繰越明許費は、道路改良事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、清水斎場建設事業用地取得費等の追加、児童クラブ運営業務経費等の変更、小学校特別教室空調設備整備事業費等の廃止である。

また、市債の補正は、農業振興事業債等の追加、小学校建設債等の変更である。

### 議案第11号 令和7年度静岡市電気事業経営記念基金会計補正予算（第1号）

令和7年度の静岡市の電気事業経営記念基金会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、財産収入等の増額に伴い、積立金の増額を計上した。

### 議案第12号 令和7年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算（第1号）

令和7年度の静岡市の土地区画整理清算金会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定に伴い、諸支出金の減額を計上した。

### **議案第13号 令和7年度静岡市公共用地取得事業会計補正予算（第1号）**

令和7年度の静岡市の公共用地取得事業会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越明許費についてで、街路用地取得費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

### **議案第14号 令和7年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算（第1号）**

令和7年度の静岡市の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定に伴い、母子・父子・寡婦福祉資金費の増額を計上した。

### **議案第15号 令和7年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第1号）**

令和7年度の静岡市の公債管理事業会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、公債費の減額に伴い、繰入金の減額等を計上した。

### **議案第16号 令和7年度静岡市競輪事業会計補正予算（第2号）**

令和7年度の静岡市の競輪事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定及び競輪事業収入等の増額に伴い、開催費等の増額を計上した。

### **議案第17号 令和7年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）**

令和7年度の静岡市の国民健康保険事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、事業勘定において、繰越金の確定及び総務費の減額に伴い、繰入金の減額及び予備費の増額等を計上した。

また、直営診療施設勘定において、総務費等の減額に伴い、繰入金の減額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、国民健康保険システム機器等設置費等の変更である。

### **議案第18号 令和7年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第2号）**

令和7年度の静岡市の駐車場事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定及び業務費の減額に伴い繰入金の減額を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、静岡駅北口地下駐車場昇降機改修事業費の追加である。

### **議案第19号 令和7年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第2号）**

令和7年度の静岡市の介護保険事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、総務費の増額に伴い、国庫支出金等を増額するとともに、繰越金の確定に伴い、諸支出金等の増額を計上した。

### **議案第20号 令和7年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第1号）**

令和7年度の静岡市の介護保険サービス会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、使用料及び手数料の減額及びサービス費の増額に伴い、繰入金の増額を計上した。

### **議案第21号 令和7年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）**

令和7年度の静岡市の中央卸売市場事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定及び総務費の減額に伴い、繰入金の減額を計上した。

### **議案第22号 令和7年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）**

令和7年度の静岡市の後期高齢者医療事業会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、繰越金の確定及び後期高齢者医療保険料の増額等に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するとともに、諸収入の増額に伴い、諸支出金の増額を計上した。

### **議案第23号 令和7年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第2号）**

令和7年度の静岡市の簡易水道事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用の減額に伴い、営業外収益の減額を計上した。

## **議案第24号 令和7年度静岡市病院事業会計補正予算（第2号）**

令和7年度の静岡市の静岡市病院事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、医業費用の減額等をするとともに、医業収益の減額等を計上した。

また、資本的収支において、企業債償還金等を減額するとともに、企業債の減額等を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、医療機器保守経費（令和7年度購入分）の廃止である。

## **議案第25号 令和7年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）**

令和7年度の静岡市の農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用を減額するとともに、営業外収益の減額を計上した。

また、資本的収支において、企業債償還金を増額するとともに、他会計支出金の増額を計上した。

## **議案第26号 令和7年度静岡市水道事業会計補正予算（第3号）**

令和7年度の静岡市の水道事業会計の補正予算（第3号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用の増額等をするとともに営業外収益の増額を計上した。

また、資本的収支において、建設改良費及び投資の減額等をするとともに、企業債及び国庫（県）支出金の減額等を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、城内町外配水管整備事業費等の変更、葵区牛妻・門屋導水管布設替工事費等の廃止である。

## **議案第27号 令和7年度静岡市下水道事業会計補正予算（第4号）**

令和7年度の静岡市の下水道事業会計の補正予算（第4号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、収益的収支において、営業費用及び営業外費用の減額をするとともに、営業収益及び営業外収益の減額を計上した。

また、資本的収支において、建設改良費の減額等をするとともに、企業債及び国庫（県）支出金の減額等を計上した。

なお、債務負担行為の補正は、大沢地区雨水渠築造工事費の変更、浜田ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事費等の廃止である。

## **議案第 28 号 静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金条例の制定について**

静岡市が有する豊かな環境を保全し、及び地域資源を活用して環境課題の解決を図る事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金を設置することに關し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 29 号 静岡市事務分掌条例の一部改正について**

令和 8 年度の組織機構改編に伴い、組織の構成及び事務分掌を変更するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 30 号 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

静岡市特別職報酬等審議会の答申に伴い、市議会の議員の議員報酬等について、所要の改正をするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 31 号 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について**

静岡市特別職報酬等審議会の答申に伴い、特別職の職員の給料月額等について、所要の改正をするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 32 号 静岡市火入れに関する条例の一部改正について**

静岡市火災予防条例の一部改正に伴い、火入れの中止に関する要件を改めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 33 号 静岡市火災予防条例の一部改正について**

火災予防条例に関する基準府令等の一部改正に伴い、所要の改正をするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## **議案第 34 号 後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例の廃止について**

令和 7 年度をもって基金残高がなくなることに伴い、本条例を廃止するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

### **議案第 35 号 静岡市清水港海づくり公園代替施設建設基金条例の廃止について**

令和 7 年度をもって基金残高がなくなることに伴い、本条例を廃止するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

### **議案第 36 号 静岡市青葉通り自転車等駐車場ほか 12 施設の指定管理者の指定について**

静岡市青葉通り自転車等駐車場ほか 12 施設の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### **議案第 37 号 和解について**

静岡市歴史博物館の建設工事設計業務に関連して建築工事の追加工事及び展示工事の工期延長が発生し、これに要した追加の費用について和解するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものである。

### **議案第 38 号 工事委託契約の締結について**

中部横断自動車道両河内スマートインターチェンジ（仮称）整備工事を実施するため、工事委託契約を締結するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

### **議案第 39 号 工事請負契約の締結について**

駿府城跡天守台野外展示整備工事を実施するため、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

### **議案第 40 号 工事請負契約の変更について**

（一）静岡焼津線（石部海上橋）橋梁耐震補強補修工事の請負契約を変更するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

### **議案第 41 号 工事請負契約の変更について**

葛沢線（仮称葛沢大橋）橋梁下部工工事（その 2）の請負契約を変更するもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

### **議案第 42 号 市道路線の変更について**

中島 4 号線の一部区間について市道を短縮するもので、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

**議案第43号 市道路線の認定について**

開発行為等に伴い、寺田15号線ほか1路線を認定するもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

**議案第44号 あらたに生じた土地の確認について**

清水港内公有水面埋立てにより、当該土地が本市の区域にあらたに生じた土地であることを確認するもので、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

**議案第45号 字の区域の変更について**

清水港内公有水面埋立てにより、字の区域を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 10 号	令和7年度静岡市一般会計補正予算（第7号）	11
議案第 11 号	令和7年度静岡市電気事業経営記念基金会計補正予算（第1号）	36
議案第 12 号	令和7年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算（第1号）	38
議案第 13 号	令和7年度静岡市公共用地取得事業会計補正予算（第1号）	40
議案第 14 号	令和7年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算（第1号）	42
議案第 15 号	令和7年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第1号）	44
議案第 16 号	令和7年度静岡市競輪事業会計補正予算（第2号）	46
議案第 17 号	令和7年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）	48
議案第 18 号	令和7年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第2号）	52
議案第 19 号	令和7年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第2号）	55
議案第 20 号	令和7年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第1号）	57
議案第 21 号	令和7年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）	59
議案第 22 号	令和7年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）	61
議案第 23 号	令和7年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第2号）	63
議案第 24 号	令和7年度静岡市病院事業会計補正予算（第2号）	64
議案第 25 号	令和7年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	67
議案第 26 号	令和7年度静岡市水道事業会計補正予算（第3号）	69
議案第 27 号	令和7年度静岡市下水道事業会計補正予算（第4号）	72
議案第 28 号	静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金条例の制定について	75

議案第 29号	静岡市事務分掌条例の一部改正について	77
議案第 30号	静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	79
議案第 31号	静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	81
議案第 32号	静岡市火入れに関する条例の一部改正について	82
議案第 33号	静岡市火災予防条例の一部改正について	83
議案第 34号	後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例の廃止について	86
議案第 35号	静岡市清水港海づくり公園代替施設建設基金条例の廃止について	87
議案第 36号	静岡市青葉通り自転車等駐車場ほか12施設の指定管理者の指定について	88
議案第 37号	和解について	90
議案第 38号	工事委託契約の締結について	91
議案第 39号	工事請負契約の締結について	92
議案第 40号	工事請負契約の変更について	93
議案第 41号	工事請負契約の変更について	94
議案第 42号	市道路線の変更について	95
議案第 43号	市道路線の認定について	96
議案第 44号	あらたに生じた土地の確認について	97
議案第 45号	字の区域の変更について	99

## 令和7年度静岡市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度静岡市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,649,895千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ420,693,450千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の追加及び変更は、「第5表 市債補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		千円 145,700,000	千円 2,000,000	千円 147,700,000
13 地方交付税	1 地方交付税	68,773,000	2,000,000	70,773,000
15 分担金及び負担金		36,296,658	3,732,149	40,028,807
16 使用料及び手数料	1 使用料	735,850	3,325	739,175
17 国庫支出金	1 国庫負担金	8,185,593	259,165	8,444,758
18 県支出金	2 国庫補助金	729,349	3,325	732,674
19 財産収入		22,475,169	2,734,094	23,926,259
20 寄附金	1 財産運用収入	15,733,673	2,734,094	16,281,631
	2 財産売払収入	4,798,057	979,731	5,701,189
21 繰入金		1,628,239	355,155	1,983,394
22 繰越金	1 寄附金	432,201	34,700	466,901
23 諸収入	2 財産売払収入	1,196,038	320,455	1,516,493
	2 特別会計繰入金	4,635,376	274,500	4,909,876
24 受託事業収入		10,267,636	274,500	10,460,490
	1 基金繰入金	9,463,409	192,854	9,648,764
	2 特別会計繰入金	800,167	7,499	807,666
25 繰越金		6,794,319	66,049	6,860,368
	1 繰越金	6,794,319	66,049	6,860,368
26 諸収入		11,877,856	100,614	11,978,470
27 受託事業収入		3,530,617	△70,746	3,459,871

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 収益事業収入	千円 2,000,000	千円 200,000	千円 2,200,000
	6 雜入	5,931,406	△28,640	5,902,766
24 市債		40,484,300	480,900	40,965,200
	1 市債	40,484,300	480,900	40,965,200
	歳入合計	409,043,555	11,649,895	420,693,450

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 1,031,819	千円 △5,715	千円 1,026,104
1 議会費		1,031,819	△5,715	1,026,104
2 総務費		42,214,096	5,525,234	47,739,330
1 総務管理費		25,237,168	4,311,874	29,549,042
2 企画費		11,399,888	1,143,652	12,543,540
3 徴税費		2,866,200	13,529	2,879,729
4 戸籍住民基本台帳費		1,523,776	50,864	1,574,640
5 選挙費		474,959	1,487	476,446
6 統計調査費		468,324	△47	468,277
7 人事委員会費		115,385	6,961	122,346
8 監査委員費		128,396	△3,086	125,310
3 民生費		137,874,918	3,394,227	141,269,145
1 社会福祉費		32,719,244	1,074,044	33,793,288
2 児童福祉費		67,068,013	759,298	67,827,311
3 生活保護費		17,218,890	742,028	17,960,918
4 災害救助費		52,443	500,000	552,443
5 国民健康保険費		5,497,137	300,641	5,797,778
6 介護保険費		13,010,891	41,036	13,051,927
7 介護保険サービス費		69,800	9,200	79,000
8 後期高齢者医療費		2,238,500	△32,020	2,206,480
4 衛生費		41,515,747	2,512,959	44,028,706
1 保健衛生費		7,943,095	1,626,762	9,569,857
2 保健予防費		10,785,776	459,891	11,245,667
3 健康対策費		4,389,273	256,590	4,645,863
5 清掃費		12,461,569	40,703	12,502,272
6 簡易水道費		164,762	△2,631	162,131

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 病院費	千円 5,356,500	千円 130,500	千円 5,487,000
	8 水道費	165,974	1,144	167,118
5 労働費		609,837	△17,903	591,934
	1 労働費	609,837	△17,903	591,934
6 農林水産業費		4,699,181	771,782	5,470,963
	1 農業費	1,526,037	935,688	2,461,725
	2 林業費	1,444,585	△123,990	1,320,595
	3 水産業費	763,786	△57,229	706,557
	4 山間地振興費	629,228	29,500	658,728
	5 農業集落排水費	335,545	△12,187	323,358
7 商工費		11,772,223	28,675	11,800,898
	1 商工費	8,599,425	△84,973	8,514,452
	2 観光費	1,669,873	38,181	1,708,054
	3 港湾費	1,361,723	89,709	1,451,432
	4 中央卸売市場費	141,202	△14,242	126,960
8 土木費		50,252,825	△2,205,714	48,047,111
	1 土木管理費	741,777	△122	741,655
	2 道路橋りょう費	24,062,653	△1,440,743	22,621,910
	3 河川費	2,102,765	△1,547	2,101,218
	4 都市計画費	11,816,825	△452,893	11,363,932
	5 住宅費	2,891,963	△301,979	2,589,984
	6 動物園費	764,601	30,538	795,139
	7 下水道費	7,872,241	△38,968	7,833,273
9 消防費		17,980,112	△463,060	17,517,052
	1 消防費	17,980,112	△463,060	17,517,052
10 教育費		57,873,482	2,214,560	60,088,042

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	千円 5,115,872	千円 △198,023	千円 4,917,849
	2 小学校費	19,696,236	2,307,390	22,003,626
	3 中学校費	16,499,288	372,068	16,871,356
	4 高等学校費	2,371,635	△264,719	2,106,916
	5 社会教育費	3,801,520	△70,185	3,731,335
	6 保健体育費	10,388,931	68,029	10,456,960
11 災害復旧費		5,666,786	135,750	5,802,536
	2 農林水産施設災害復旧費	1,137,900	147,422	1,285,322
	4 土木施設災害復旧費	4,238,975	△11,672	4,227,303
12 公債費		37,019,900	△540,900	36,479,000
	1 公債費	37,019,900	△540,900	36,479,000
	14 予備費	500,000	300,000	800,000
	1 予備費	500,000	300,000	800,000
歳出合計		409,043,555	11,649,895	420,693,450

第2表 繼続費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	静岡市民館費 文化会備費 再整化費	千円 5,120,000	令和 7 年度	千円 892,000
				令和 8 年度	753,000
				令和 9 年度	3,475,000

(変更)

款	項	事業名	区分	総額	年度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	静岡駅北口 地下広場 大規模改修費	変更前	千円 500,000	令和 7 年度	千円 220,000
					令和 8 年度	280,000
			変更後	500,000	令和 7 年度	0
					令和 8 年度	103,000
					令和 9 年度	397,000

第3表 緑越明許費

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	地 域 振 興 等 事 務 経 費	千円 20,454
		静 岡 ヘ リ ポ 一 ト 管 理 費	15,400
	2 企 画 費	公 共 資 産 管 理 事 業 費 ( 事 業 用 土 地 購 入 経 費 )	46,462
		市 政 総 合 ネ ッ ト ワ ー ク 運 営 管 理 費	100,000
	4 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	登 錄 、 証 明 書 交 付 事 務 経 費 ( 戸 簿 等 振 り 仮 名 記 載 事 業 )	34,303
	3 民 生 費	福 祉 ト 一 タ ル シ ス テ ム 維 持 管 理 経 費	6,100
		高 齢 者 施 設 等 設 備 整 備 事 業 費 補 助 金	12,467
		生 活 保 護 法 施 行 事 務 費	5,872
		生 活 保 護 法 事 務 費	66,000
		中 国 残 留 邦 人 支 援 事 業 費	1,500
	4 災 害 救 助 費	生 活 保 護 扶 助 費	500,000
		災 害 救 助 基 金 積 立 金	500,000
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	山 間 地 診 療 所 建 設 事 業 費	100,700
		省 工 ネ ル ギ 一 推 進 費 ( 市 有 施 設 照 明 設 備 L E D 化 事 業 )	1,276,000
		グ リ ー ン 产 業 創 出 事 業 費	10,000
		自 然 環 境 保 全 対 策 費 ( 南 ア ル プ ス ユ ネ ス コ エ コ パ ー ク ミ ュ ー ジ ア ム 整 備 事 業 )	62,007
		水 道 事 業 会 計 出 資 金	19,500

6 農林水産費	1 農業費	農業者物価高騰対策事業費補助金	35,000
		農業構造転換支援事業補助金	610,866
		茶振興事業補助金	300,322
		農道等維持管理費 (農道八木間1号-1幹線外1)	20,680
		農道等新設改良事業費(市単) (小坂二丁目地内排水路外1)	12,797
	2 林業費	林道維持管理費(公共) (林道東俣線)	1,640
3 水産業費	3 水産業費	林道維持管理費(市単) (林道元沢石線外7)	52,898
		林道整備事業費(市単) (林業専用道梅地スネ沢線外2)	43,194
		治山事業費 (葵区足久保奥組(村奥沢)外8)	22,447
		違法盛土防災対策事業費負担金	117,500
		漁港維持管理経費 (用宗漁港施設機能保全事業外1)	50,000
4 山間地費	4 山間地費	漁港・海岸維持工事業費 (海岸メンテナンス事業)	43,890
		海岸保全施設整備事業費 (用宗漁港海岸保全施設)	14,520
	5 観光費	山間地開発一般管理経費 (中山間地振興課移転経費)	17,600
7 商工費	1 商工費	山間地開発一般管理経費 (口坂本温泉進入路用地測量経費)	4,500
		中小製造業ヒトづくり推進事業費	37,000
	2 観光費	中小企業事業高度化事業補助金	115,000
	2 観光費	ふれあい健康新事業費	96,000

	3 港 湾 費	清 水 港 海 づ り 公 園 管 理 運 営 経 費	6,000
		清 水 港 海 づ り 公 園 建 設 事 業 費	181,220
8 土 木 費	2 道 橋 り よ う 費	道 路 自 然 災 害 防 除 事 業 費 ( 防 安 交 ) ( 道 路 土 工 構 造 物 点 檢 )	16,700
		道 路 自 然 災 害 防 除 事 業 費 ( 道 交 ) ( 藤 代 1 号 線 外 4 )	138,410
		道 路 附 属 施 設 更 新 事 業 費 ( 緊 防 ) ( ( 主 ) 南 ア ル プ ス 公 園 線 外 1 )	15,575
		道 路 改 良 事 業 費 ( 調 査 ) ( 地 域 高 規 格 道 路 調 査 外 1 )	64,909
		道 路 改 良 事 業 費 ( 緊 防 ) ( ( 主 ) 南 ア ル プ ス 公 園 線 外 5 1 )	1,372,885
		橋 り よ う 整 備 事 業 費 ( 道 交 ) ( 清 水 日 本 平 線 外 2 )	239,550
		橋 り よ う 整 備 事 業 費 ( 緊 防 ) ( ( 主 ) 山 脇 大 谷 線 )	67,800
4 都市計画費		都 市 計 画 推 進 経 費 ( 東 静 岡 地 区 ま ち づ く り 推 進 事 業 外 1 )	71,471
		都 市 計 画 推 進 経 費 ( 静 岡 駅 北 口 国 道 横 断 檢 討 事 業 外 2 )	33,000
		都 市 計 画 推 進 経 費 ( 静 岡 都 心 地 区 ま ち な か 再 生 事 業 )	6,000
		浸 水 対 策 促 進 経 費 ( 西 島 地 区 外 4 )	64,000
		宮 川 ・ 水 上 土 地 区 画 整 理 事 業 費 ( 社 總 交 )	378,575
		宮 川 ・ 水 上 土 地 区 画 整 理 事 業 補 助 金 ( 市 单 )	609,550
		市 街 地 再 開 発 事 業 推 進 費 ( 御 幸 町 伝 馬 町 線 無 電 柱 化 事 業 )	1,600
		市 街 地 再 開 発 事 業 推 進 費 ( 人 宿 町 人 情 通 り 賑 わ い 空 間 創 出 事 業 )	50,000
		清 水 駅 周 辺 整 備 推 進 事 業 費 ( 清 水 駅 東 口 ペ デ ス ト リ ア ン デ ッ キ 整 備 事 業 )	222,113

		公 園 整 備 事 業 費 ( 社 総 交 ) ( 日 本 平 公 園 外 1 )	71,973
		公 園 整 備 事 業 費 ( 市 单 ) ( 八 幡 山 公 園 外 8 )	343,029
		街 区 公 園 整 備 事 業 費 ( 市 单 ) ( ( 仮 称 ) 堤 町 公 園 外 2 )	108,693
		地 籍 調 査 事 業 費 ( 駒 越 東 町 外 4 地 区 外 5 )	119,370
	5 住 宅 費	地 域 居 住 機 能 再 生 推 進 事 業 費	27,820
9 消 防 費	1 消 防 費	防 災 対 策 推 進 経 費 ( 内 外 水 ハ ザ ー ド マ ッ プ 作 成 事 業 )	71,700
		防 災 施 設 維 持 管 理 経 費 ( 避 難 所 環 境 改 善 事 業 )	100,000
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	4,697
10 教 育 費	2 小 学 校 費	校 舎 等 修 事 業 費 ( 西 豊 等 修 事 業 )	34,930
		校 舎 等 修 事 業 費 ( 特 別 教 室 空 調 設 備 整 備 事 業 )	1,271,700
		校 舎 等 修 事 業 費 ( 校 舎 ト イ レ リ フ レ ッ シ ュ 事 業 )	1,063,166
	3 中 学 校 費	校 舎 等 修 事 業 費 ( 校 舎 ト イ レ リ フ レ ッ シ ュ 事 業 )	384,415
		校 舎 等 修 事 業 費 ( 学 び の 多 様 化 学 校 整 備 事 業 )	14,083
	5 社 会 教 育 費	駿 府 城 跡 天 守 事 業 費 ( 発 挖 調 査 事 業 )	1,870
		駿 府 城 跡 天 守 台 野 外 展 示 施 設 費 ( 建 設 事 業 )	370,000
	6 保 健 体 育 費	ス ポ ー ツ 施 設 維 持 管 理 経 費 ( 清 水 蛇 塚 ス ポ ー ツ グ ラ ウ ン ド 高 圧 受 電 設 備 改 修 事 業 )	24,200
		総 合 運 動 場 管 理 経 費 ( 清 水 日 本 平 運 動 公 園 球 技 場 受 水 槽 改 修 事 業 )	34,364
		児 童 ・ 生 徒 の 健 康 管 理 等 経 費	11,595

		グラウンドゴルフ場建設事業費	23,760
11 災害復旧費	2 農林水産 施設 災害復旧費	公(共災害復旧事業費) (林道東復旧事業線)	147,422
		単(独災害復旧事業費) (林道東復旧事業外2)	42,223

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	2 企画費	旧足久保小学校活用事業 施設整備費補助金	千円 300,000	千円 277,367
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装整備事業費(防安交) (主)井川湖御幸線外8)	400,000	527,500
		道路舗装整備事業費(市単) (主)井川湖御幸線外37)	53,000	440,283
		道路自然災害防除事業費(市単) (藤代1号線外20)	73,160	237,064
		道路附属施設更新事業費(防安交) (国)150号外5)	54,000	75,000
		道路附属施設更新事業費(市単) (国)150号外7)	12,800	18,112
		道路改良事業費(社総交) (主)井川湖御幸線外4)	529,283	705,513
		道路改良事業費(道交) (葛沢線外10)	80,000	929,990
		道路改良事業費(防安交) (主)山脇大谷線外3)	150,000	599,194
		道路改良事業費(公共) (国)150号外2)	110,000	438,335
		道路改良事業費(市単) (葛沢2号線外51)	69,160	719,993
		交通安全施設整備事業費(防安交) (主)静岡清水線外21)	167,080	291,710
		交通安全施設整備事業費(公共) (県)静岡環状線外6)	104,575	205,135
		交通安全施設整備事業費(市単) (主)静岡清水線外32)	20,750	76,776
		橋りょう整備事業費(公共) (県)富士由比線外46)	667,050	1,851,068
		橋りょう整備事業費(市単) (県)富士由比線外58)	24,250	195,065

	3 河 川 費	河川改修事業費（防安交） (大内新田地区雨水貯留施設)	210,042	243,282
		河川改修事業費（市単） (柚ノ木沢川外 4 7 )	141,635	693,728
4 都市計画費		静岡駅周辺整備事業費 (公共)	19,000	71,749
		草薙駅周辺整備事業費 (草薙駅通3号線整備事業)	35,000	163,435
		街路整備事業費（社総交） (清水港三保線外 2 )	145,213	246,353
		街路整備事業費（防安交） (宮前岳美線外 2 )	343,508	490,628
		街路整備事業費（公共） (静岡駅賤機線外 6 )	618,000	791,645
		街路整備事業費（緊防） (静岡駅賤機線外 9 )	1,020	140,021
		街路整備事業費（市単） (水道町伊呂波町線外 1 3 )	120	110,832
		公園整備事業費（防安交） (公園施設長寿命化事業外 1 )	30,000	97,055
9 消 防 費	1 消 防 費	常備消防装備整備費	266,563	3,131,155
		消火栓設置費負担金	34,442	37,672

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
低未利用公共用地等利活用検討業務経費	令和8年度	20,000千円 令和7年度に低未利用公共用地等利活用検討業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
災害時市民等安否確認システム構築業務経費	令和8年度	100,000千円 令和7年度に災害時市民等安否確認システム構築業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
小改修事業教室等費	令和8年度	18,300千円 令和7年度に小学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
中改修事業教室等費	令和8年度	31,200千円 令和7年度に中学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。

事項	区分	期間	限度額
< 清用水用 >	追加前	自令和 5 年度 至令和 8 年度	566,200 千円
	追加後	自令和 5 年度 至令和 9 年度	566,200 千円
< 日道用 >	追加前	自令和 5 年度 至令和 8 年度	190,000 千円
	追加後	自令和 5 年度 至令和 9 年度	190,000 千円

(変更)

事項	区分	期間	限度額
統一的な基準による 地方公会計作成支援費 業務経費	変更前	自令和8年度 至令和9年度	4,800千円
	変更後	自令和8年度 至令和9年度	4,444千円
市政総合ネットワーク用 ファイアーウォール 機器設置費	変更前	自令和8年度 至令和12年度	5,200千円
	変更後	自令和8年度 至令和12年度	5,026千円
市政総合ネットワーク パソコン機器設置費 (令和7年度分)	変更前	自令和8年度 至令和12年度	122,700千円
	変更後	自令和8年度 至令和12年度	121,940千円
生涯学習情報システム 端末機器設置費	変更前	自令和8年度 至令和12年度	21,600千円
	変更後	自令和8年度 至令和12年度	15,795千円
現行税務賦課システム データ調査等 機器設置費	変更前	自令和8年度 至令和11年度	13,080千円
	変更後	自令和8年度 至令和11年度	10,560千円
e-LTAXシステム 機器設置費	変更前	自令和8年度 至令和12年度	5,940千円
	変更後	自令和8年度 至令和12年度	4,235千円

電 話 催 告 支 援 シ ス テ ム 機 器 設 置 費	変 更 前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	17,010 千円
	変 更 後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	16,839 千円
証 明 書 コ ン ビ ニ 交 付 ネ ッ ト ワ ー ク シ ス テ ム 機 器 設 置 費	変 更 前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	77,520 千円
	変 更 後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	74,062 千円
戸 簿 等 証 明 書 出 力 用 機 器 等 設 置 費 ( 区 役 所 ・ 支 所 分 )	変 更 前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	11,400 千円
	変 更 後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	11,381 千円
旅 端 索 末 機 設 置 費	変 更 前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	2,484 千円
	変 更 後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	2,448 千円
個 人 番 号 カ ー ド 等 変 更 事 項 印 字 機 器 設 置 費	変 更 前	自令和 8 年度 至令和 9 年度	13,200 千円
	変 更 後	自令和 8 年度 至令和 9 年度	11,968 千円
後 期 高 齡 者 医 療 費 納 付 書 讀 取 機 設 置 費	変 更 前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	347 千円
	変 更 後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	156 千円
国 民 年 金 シス テム 機 器 等 設 置 費 ( ハ 一 ド ウ エ ア 分 )	変 更 前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	36,400 千円
	変 更 後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	35,060 千円



浜遠機 隔操作器 川設置 水門費	変更前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	35,817 千円
	変更後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	35,792 千円
市給 湯設 (東新田高層団地 2 号棟) 営備設置 住宅費	変更前	自令和 8 年度 至令和 17 年度	35,673 千円
	変更後	自令和 8 年度 至令和 17 年度	30,402 千円
市給 湯設 (東新田高層団地 3 号棟外) 営備設置 住宅費	変更前	自令和 8 年度 至令和 17 年度	55,062 千円
	変更後	自令和 8 年度 至令和 17 年度	43,471 千円
市給 湯設 (清水西久保団地) 営備設置 住宅費	変更前	自令和 8 年度 至令和 17 年度	6,832 千円
	変更後	自令和 8 年度 至令和 17 年度	5,451 千円
学機 齡簿器 システィム 設置費	変更前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	1,607 千円
	変更後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	949 千円
予機 スポーツ・生涯学習施設 約器 システィム 設置費	変更前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	25,970 千円
	変更後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	20,489 千円
学校給食管理システム 機器 設置費	変更前	自令和 8 年度 至令和 12 年度	7,380 千円
	変更後	自令和 8 年度 至令和 12 年度	5,432 千円

(廃止)

事項	期間	限度額
児童クラブ利用料 コンビニエンスストア等 収納代行業務経費	自令和8年度 至令和10年度	1,110千円
青葉計業地務再経編費	令和8年度	28,300千円
小学校特別教室空調設備費 整備事業費	令和8年度	1,271,700千円

第5表 市債補正

(追 加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
情 報 管 理 事 業	千円 56,200	1 借入先 政府、銀行その他	7 %以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金	融通条件の定め のある資金につい ては、その融通条 件により、その他の 資金について は、相手方との協 定によるものとす る。
農 業 振 興 事 業	102,500	2 借入方法 普通貸借又は債券 発行 (他の地方公共團 体との共同発行を 含む。)	について、利 率の見直しを行 った後においては、 当該見直し後の利 率とする。)	ただし、市財政 の都合により、据 置期間及び償還期 間を短縮し、若し くは繰上償還又は 借換をす る。
道 路 橋 り よ う 総 務 事 業	81,800	3 借入時期 令和 7 年度		
墓地災害復旧事業	3,300		ただし、市財政 の都合により、起 債額の全部又は一 部を翌年度に繰り 延べて借り入れる ことができる。	

(変更)

△印は減

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
市民文化会館建設事業	千円 230,600	千円 401,400	千円 632,000
海洋文化施設建設事業	361,500	△ 361,500	0
老人福祉施設整備事業	86,900	4,100	91,000
こども園・保育所等施設整備事業	161,200	△ 122,600	38,600
環境政策施設整備事業	1,453,200	846,400	2,299,600
斎場整備事業	120,000	3,100	123,100
清掃工場施設整備事業	1,026,300	6,000	1,032,300
農道等新設改良事業	171,900	3,200	175,100
林道事業	235,500	△ 41,700	193,800
漁港管理事業	224,000	△ 24,900	199,100
港湾建設事業	404,200	94,900	499,100
道路維持事業	1,887,300	△ 51,100	1,836,200
道路新設改良事業	7,237,200	△ 959,800	6,277,400
交通安全施設整備事業	372,000	△ 97,500	274,500
橋りょう整備事業	1,473,500	5,900	1,479,400
土地区画整理組合指導事業	509,900	△ 25,800	484,100
市街地整備事業	238,600	△ 214,600	24,000
草薙駅周辺整備事業	226,000	△ 155,300	70,700
街路築造事業	1,156,500	△ 397,500	759,000

公 園 管 理 事 業	11,800	3,800	15,600
公 園 整 備 事 業	1,278,600	△ 7,500	1,271,100
公 営 住 宅 建 設 事 業	408,100	△ 237,000	171,100
動 物 園 整 備 事 業	14,200	2,900	17,100
消 防 施 設 整 備 事 業	5,072,500	△ 113,400	4,959,100
災 害 対 策 事 業	1,172,600	△ 208,700	963,900
小 学 校 建 設 事 業	349,400	1,775,100	2,124,500
中 学 校 建 設 事 業	3,116,400	275,200	3,391,600
高 等 学 校 管 理 事 業	733,600	△ 240,900	492,700
林 道 災 害 復 旧 事 業	210,500	60,900	271,400
農 地 災 害 復 旧 事 業	37,000	14,000	51,000

議案第11号

## 令和7年度静岡市電気事業経営記念基金会計補正予算（第1号）

令和7年度静岡市電気事業経営記念基金会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,868千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ809,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 288,198	千円 20,497	千円 308,695
1 財産運用収入		288,198	20,497	308,695
4 諸収入		2	371	373
1 預金利子		1	371	372
歳 入 合 計		788,300	20,868	809,168

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 積立金		千円 287,386	千円 20,868	千円 308,254
1 積立金		287,386	20,868	308,254
歳 出 合 計		788,300	20,868	809,168

## 令和7年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算（第1号）

令和7年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 繰越金		1	△1	0
1 繰越金		1	△1	0
歳 入 合 計		100	△1	99

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		100	△1	99
1 一般会計繰出金		100	△1	99
歳 出 合 計		100	△1	99

議案第13号

## **令和7年度静岡市公共用地取得事業会計補正予算（第1号）**

令和7年度静岡市公共用地取得事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる  
経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 繰越明許費

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
1 公 共 用 地 取 得 費	1 公 共 用 地 取 得 費	道 路 用 地 取 得 費 ( ( 県 ) 奈 良 間 手 越 線 外 2 )	千円 42,875
		街 路 用 地 取 得 費 ( 東 町 大 岩 線 外 4 )	209,722

## 令和7年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算（第1号）

令和7年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294,017千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655,917千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		48,080	294,017	342,097
1 繰越金		48,080	294,017	342,097
歳 入 合 計		361,900	294,017	655,917

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 母子・父子・寡婦福祉資金費		361,900	294,017	655,917
1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金		348,010	294,017	642,027
歳 出 合 計		361,900	294,017	655,917

## 令和7年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第1号）

令和7年度静岡市公債管理事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,126,000千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 323,000	千円 69,000	千円 392,000
1 財産運用収入		323,000	69,000	392,000
2 繰入金		48,372,900	△471,900	47,901,000
1 他会計繰入金		37,149,900	△540,900	36,609,000
2 基金繰入金		11,223,000	69,000	11,292,000
3 諸収入		100	29,900	30,000
1 預金利子		100	29,900	30,000
歳 入 合 計		65,499,000	△373,000	65,126,000

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		千円 65,498,900	△373,000	千円 65,125,900
1 公債費		65,498,900	△373,000	65,125,900
歳 出 合 計		65,499,000	△373,000	65,126,000

議案第16号

## 令和7年度静岡市競輪事業会計補正予算（第2号）

令和7年度静岡市競輪事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,573,083千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,471,797千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競輪事業収入		千円 34,109,798	千円 6,300,000	千円 40,409,798
1 事業収入		34,109,798	6,300,000	40,409,798
2 財産収入		79,027	4,374	83,401
1 財産運用収入		79,027	4,374	83,401
4 繰越金		303,707	268,709	572,416
1 繰越金		303,707	268,709	572,416
歳 入 合 計		34,898,714	6,573,083	41,471,797

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 業務費		千円 1,149,140	千円 706,429	千円 1,855,569
1 業務費		1,149,140	706,429	1,855,569
2 開催費		33,339,574	5,666,654	39,006,228
1 開催費		33,339,574	5,666,654	39,006,228
3 諸支出金		400,000	200,000	600,000
1 一般会計繰出金		400,000	200,000	600,000
歳 出 合 計		34,898,714	6,573,083	41,471,797

## 令和7年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

令和7年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ617, 318千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67, 731, 755千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正 (事業勘定)

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		千円 12,352,388	千円 △184,257	千円 12,168,131
1 繰入金	1 他会計繰入金	12,352,388	△184,257	12,168,131
8 繰越金	2 基金繰入金	6,243,070	△545,759	5,697,311
9 繰越金	1 繰越金	5,382,670	314,641	5,697,311
		860,400	△860,400	0
	歳 入 合 計	1	1,361,334	1,361,335
		66,972,070	631,318	67,603,388

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 2,271,857	千円 △17,000	千円 2,254,857
1 総務管理費		764,518	△14,000	750,518
2 徴収費		1,506,171	△3,000	1,503,171
3 国民健康保険事業費納付金		17,467,820	3,574	17,471,394
1 医療給付費分		11,838,100	△95,357	11,742,743
2 後期高齢者支援金等分		4,207,414	108,409	4,315,823
3 介護納付金分		1,422,306	△9,478	1,412,828
9 予備費		1	644,744	644,745
1 予備費		1	644,744	644,745
	歳 出 合 計	66,972,070	631,318	67,603,388

第1表 歳入歳出予算補正 (直営診療施設勘定)

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		118,220	△14,000	104,220
1 一般会計繰入金		102,567	△14,000	88,567
歳 入 合 計		142,367	△14,000	128,367

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		80,181	△10,000	70,181
1 施設管理費		80,108	△10,000	70,108
2 医業費		23,810	△4,000	19,810
1 医業費		23,810	△4,000	19,810
歳 出 合 計		142,367	△14,000	128,367

第2表 債務負担行為補正

(変更)

事項	区分	期間	限度額
国シ機 民健保険料 民健保険料 納付書読み取機設置費	変更前	自令和8年度 至令和12年度	219,440千円
	変更後	自令和8年度 至令和12年度	198,648千円
国民健保険料 電話催告支援システム 機器設置費	変更前	自令和8年度 至令和12年度	5,460千円
	変更後	自令和8年度 至令和12年度	2,431千円
電話催告支援システム 機器設置費	変更前	自令和8年度 至令和12年度	8,370千円
	変更後	自令和8年度 至令和12年度	8,294千円

## 令和7年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第2号）

令和7年度静岡市駐車場事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,932千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,001千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 38,633	千円 △1,949	千円 36,684
1 一般会計繰入金		38,633	△1,949	36,684
3 繰越金		100	17	117
1 繰越金		100	17	117
歳 入 合 計		112,933	△1,932	111,001

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 業務費		千円 107,918	千円 △1,932	千円 105,986
1 業務費		107,918	△1,932	105,986
歳 出 合 計		112,933	△1,932	111,001

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
静岡駅北口地下駐車場 昇降機改修事業費	令和8年度	10,175千円 令和7年度に静岡駅北口地下駐車場昇降機修繕契約を 締結し、その金額を令和8年度に支払う。

## 令和7年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和7年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355, 890千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78, 276, 093千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 17,809,552	千円 91,162	千円 17,900,714
1 国庫負担金		13,390,232	13,676	13,403,908
2 国庫補助金		4,419,320	77,486	4,496,806
6 繰入金		12,770,933	△51,691	12,719,242
1 一般会計繰入金		11,785,617	32,132	11,817,749
2 基金繰入金		985,316	△83,823	901,493
7 繰越金		176,000	316,419	492,419
1 繰越金		176,000	316,419	492,419
歳 入 合 計		77,920,203	355,890	78,276,093

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 1,590,704	千円 39,471	千円 1,630,175
1 総務管理費		1,191,526	39,471	1,230,997
4 基金積立金		8,963	102,124	111,087
1 基金積立金		8,963	102,124	111,087
6 諸支出金		469,867	214,295	684,162
1 償還金及び還付加算金		175,000	214,295	389,295
歳 出 合 計		77,920,203	355,890	78,276,093

## 令和7年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第1号）

令和7年度静岡市介護保険サービス会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,463千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,463千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 46,690	千円 △8,384	千円 38,306
1 使用料		43,469	△7,895	35,574
2 手数料		3,221	△489	2,732
2 繰入金		69,800	9,200	79,000
1 一般会計繰入金		69,800	9,200	79,000
3 繰越金		500	647	1,147
1 繰越金		500	647	1,147
歳 入 合 計		117,000	1,463	118,463

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 サービス費		千円 116,500	千円 1,463	千円 117,963
1 サービス事業費		116,500	1,463	117,963
歳 出 合 計		117,000	1,463	118,463

## 令和7年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）

令和7年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,795千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ695,707千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 169,190	千円 △17,308	千円 151,882
1 一般会計繰入金		141,202	△14,242	126,960
2 基金繰入金		27,988	△3,066	24,922
4 繰越金		21,000	10,513	31,513
1 繰越金		21,000	10,513	31,513
歳 入 合 計		702,502	△6,795	695,707

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 700,502	千円 △6,795	千円 693,707
1 総務管理費		695,257	△6,795	688,462
歳 出 合 計		702,502	△6,795	695,707

## 令和7年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

令和7年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,661千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,414,361千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 10,600,900	千円 107,587	千円 10,708,487
1 後期高齢者医療保険料		10,600,900	107,587	10,708,487
2 繰入金		2,238,500	△32,020	2,206,480
1 一般会計繰入金		2,238,500	△32,020	2,206,480
3 繰越金		360,000	100,594	460,594
1 繰越金		360,000	100,594	460,594
4 諸収入		26,300	12,500	38,800
2 預金利子		1,500	7,500	9,000
3 他団体納入金		22,300	5,000	27,300
歳 入 合 計		13,225,700	188,661	13,414,361

## 歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 13,201,900	千円 176,161	千円 13,378,061
1 後期高齢者医療広域連合納付金		13,201,900	176,161	13,378,061
2 諸支出金		23,800	12,500	36,300
1 償還金及び還付加算金		22,300	5,000	27,300
2 繰出金		1,500	7,500	9,000
歳 出 合 計		13,225,700	188,661	13,414,361

## 令和7年度静岡市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和7年度簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度静岡市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
收 入				
第1款	簡易水道事業収益	151,170 千円	△2,631 千円	148,539 千円
第2項	営 業 外 収 益	135,685 千円	△2,631 千円	133,054 千円
支 出				
第1款	簡易水道事業費用	130,953 千円	△2,631 千円	128,322 千円
第1項	営 業 費 用	120,509 千円	△2,631 千円	117,878 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「当年度分損益勘定留保資金等9,283千円及び当年度未処分利益剰余金19,217千円」を「減債積立金2,918千円、過年度分損益勘定留保資金22千円、当年度分損益勘定留保資金8,566千円及び当年度利益剰余金処分額16,994千円」に改める。

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
(1)	職 員 給 与 費	27,482 千円	△2,631 千円	24,851 千円

第5条 予算第7条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
96,214 千円	△2,631 千円	93,583 千円

第6条 予算第8条に定めた利益剰余金の処分の金額を次のように改める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。	16,994 千円
-----------------------------	-----------

令和8年2月9日提出

静岡市長 難 波 喬 司

## 令和7年度静岡市病院事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和7年度病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度静岡市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

		(補正前)	(補正後)
(2) 患者数 年間延患者数	入 院	105,704人	92,592人
	外 来	145,387人	139,377人
1 日平均患者数	入 院	290人	254人
	外 来	601人	576人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決額)	(補正額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	12,061,708千円	△879,269千円	11,182,439千円
第1項 医業収益	9,520,212千円	△1,108,222千円	8,411,990千円
第2項 医業外収益	2,541,496千円	228,953千円	2,770,449千円
支 出			

「第3項 予備費」を「第4項 予備費」に改め、第2項の次に「第3項 特別損失」を加える。

第1款 病院事業費用	13,045,408千円	44,242千円	13,089,650千円
第1項 医業費用	12,690,085千円	△133,359千円	12,556,726千円
第2項 医業外費用	354,323千円	△100,247千円	254,076千円
第3項 特別損失	0千円	277,848千円	277,848千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額888,976千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,909千円及び過年度分損益勘定留保資金821,067千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額744,370千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,562千円及び現年度分損益勘定留保資金728,808千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決額)	(補正額)	(計)
入			
第5項の次に「第6項 固定資産売却代金」、「第7項 国庫支出金」及び「第8項 基金繰入金」を加える。			
第1款 資本的収入	790,024千円	△545,246千円	244,778千円
第1項 企 業 債	737,000千円	△640,200千円	96,800千円
第4項 貸付金返還金	14,448千円	△5,336千円	9,112千円
第5項 基金運用収入	76千円	123千円	199千円
第6項 固定資産売却代金	0千円	74,157千円	74,157千円
第7項 国 庫 支 出 金	0千円	3,010千円	3,010千円
第8項 基 金 繰 入 金	0千円	23,000千円	23,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,679,000千円	△689,852千円	989,148千円
第1項 建 設 改 良 費	1,144,834千円	△575,813千円	569,021千円
第2項 貸 付 金	71,700千円	△20,576千円	51,124千円
第3項 企 業 債 償 還 金	461,699千円	△92,900千円	368,799千円
第4項 基 金 積 立 金	767千円	△563千円	204千円

## 第5条 予算第5条中

「

医 療 機 器 保 守 経 費 (令和7年度購入分)	令和8～13年度	300,000千円
-------------------------------	----------	-----------

」を

廃止する。

## 第6条 予算第6条に定めた企業債の「起債の目的」及び「限度額」

「

起債の目的	限 度 額
病院改修事業	247,000千円
医 療 機 器 整 備 事 業	490,000千円

」を

「

起債の目的	限 度 額
医 療 機 器	96,800千円
整 備 事 業	

」

に改める。

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	6,845,185千円	△85,260千円	6,759,925千円

第8条 予算第10条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決額)	(補正額)	(計)
1,166,285千円	40,500千円	1,206,785千円

令和8年2月9日提出

静岡市長 難 波 喬 司

## 令和7年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

△印は減

第1条 令和7年度農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度静岡市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
收 入				
第1款	農業集落排水事業収益	488,045 千円	△12,750 千円	475,295 千円
第2項	営業外収益	441,411 千円	△12,750 千円	428,661 千円
支 出				
第1款	農業集落排水事業費用	470,345 千円	△18,165 千円	452,180 千円
第1項	営業費用	432,817 千円	△18,165 千円	414,652 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 166 千円、当年度分損益勘定留保資金 70,488 千円及び当年度利益剰余金処分額 17,505 千円」を「減債積立金 18,095 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 100 千円、当年度分損益勘定留保資金 68,944 千円及び当年度利益剰余金処分額 1,020 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
收 入				
第1款	資本的収入	123,841 千円	1,476 千円	125,317 千円
第3項	他会計支出金	39,027 千円	1,476 千円	40,503 千円
支 出				
第1款	資本的支出	212,000 千円	1,476 千円	213,476 千円
第2項	企業債償還金	121,452 千円	1,476 千円	122,928 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
-------	---------	---------	-------

(1) 職員給与費 51,367千円 △1,060千円 50,307千円

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決額)	(補正額)	(計)
216,112千円	1,870千円	217,982千円

第6条 予算第10条に定めた利益剰余金の金額を次のように改める。

(1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。 1,020千円

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

## 令和7年度静岡市水道事業会計補正予算（第3号）

△印は減

第1条 令和7年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度静岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の  
予定量を次のように改める。

(補 正 前) (補 正 後)

#### (4) 主要な建設改良事業

水道整備費	11,843,627千円	10,428,536千円
導送配水管布設等	26,818m	23,053m

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既 決 額) (補 正 額) (計)

收入 取

第1款	水道事業収益	11,976,194千円	1,174千円	11,977,368千円
第2項	営業外収益	638,803千円	1,174千円	639,977千円
支 出				
第1款	水道事業費用	10,912,267千円	21,932千円	10,934,199千円
第1項	営業費用	10,175,652千円	90,711千円	10,266,363千円
第2項	営業外費用	735,615千円	△68,779千円	666,836千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,332,133千円は、減債積立金1,717,856千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,015,184千円、過年度分損益勘定留保資金3,165,852千円及び当年度分損益勘定留保資金433,241千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,099,976千円は、減債積立金1,717,856千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額887,918千円、過年度分損益勘定留保資金3,135,329千円及び当年度分損益勘定留保資金358,873千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
-------	---------	---------	-------

### 収 入

第5項の次に「第6項 出資金」及び「第7項 固定資産売却代金」を加える。

第1款	資 本 的 収 入	8,260,442千円	△1,269,478千円	6,990,964千円
第1項	企 業 債	6,575,800千円	△919,400千円	5,656,400千円
第2項	国 庫 (県) 支 出 金	1,194,600千円	△353,808千円	840,792千円
第3項	他 会 計 支 出 金	193,517千円	△19,500千円	174,017千円
第4項	負 担 金	96,525千円	3,676千円	100,201千円
第6項	出 資 金	0千円	19,500千円	19,500千円
第7項	固定資産売却代金	0千円	54千円	54千円

### 支 出

第3項の次に「第4項 その他資本的支出」を加える。

第1款	資 本 的 支 出	14,592,575千円	△1,501,635千円	13,090,940千円
第1項	建 設 改 良 費	12,056,122千円	△1,415,091千円	10,641,031千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,336,453千円	97,000千円	2,433,453千円
第3項	投 資	200,000千円	△200,000千円	0千円
第4項	その他資本的支出	0千円	16,456千円	16,456千円

### 第5条 予算第5条の表中

「

城内町外配水管整備事業費	令和8年度	1,327,000千円
上下水道お客様サービスセンター電話交換機設置費	令和8～12年度	5,000千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務経費 (その1)	令和8年度	5,000千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務経費 (その2)	令和8年度	8,000千円
駿河区小坂中継ポンプ施設実施設計業務経費	令和8年度	30,000千円
清水区清地配水本管及び配水管切り回し工事費	令和8年度	120,000千円
葵区東草深町外導水管及び配水管布設替工事費	令和8年度	275,000千円

を

葵区牛妻・門屋導水管布設替工事費	令和8～10年度	2,800,000千円
------------------	----------	-------------

」

「

城内町外配水管整備事業費	令和8年度	121,000千円
上下水道お客様サービスセンター電話交換機設置費	令和8年度	25千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務経費 (その1)	令和8年度	5,000千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務経費 (その2)	令和8年度	8,000千円
葵区東草深町外導水管及び配水管布設替工事費	令和8年度	275,000千円

に

」

改める。

第6条 予算第6条に定めた企業債の限度額「6,575,800千円」を「5,656,400千円」に改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
(1) 職 員 給 与 費	1,558,470千円	51,059千円	1,609,529千円

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
90,957千円	1,773千円	92,730千円

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

## 令和7年度静岡市下水道事業会計補正予算（第4号）

△印は減

第1条 令和7年度下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度静岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

(補 正 前) (補 正 後)

### (4) 主要な建設改良事業

下水道整備費	12,268,644千円	10,948,381千円
--------	--------------	--------------

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
収 入			
第1款 下水道事業収益	22,606,241千円	△122,566千円	22,483,675千円
第1項 営 業 収 益	16,425,440千円	△32,880千円	16,392,560千円
第2項 営 業 外 収 益	6,180,801千円	△89,686千円	6,091,115千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	21,807,780千円	△325,604千円	21,482,176千円
第1項 営 業 費 用	20,083,430千円	△259,604千円	19,823,826千円
第2項 営 業 外 費 用	1,723,350千円	△66,000千円	1,657,350千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,571,227千円は、減債積立金970,928千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額146,554千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額753,034千円、過年度分損益勘定留保資金2,561,348千円及び当年度分損益勘定留保資金4,139,363千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,558,270千円は、減債積立金970,928千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額146,554千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額690,233千円、過年度分損益勘定留保資金2,561,348千円及び当年度分損益勘定留保資金4,189,207千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
收 入			
第5項の次に「第6項 その他資本的収入」を加える。			
第1款 資 本 的 収 入	12,643,200千円	△1,222,133千円	11,421,067千円
第1項 企 業 債	9,112,300千円	△614,700千円	8,497,600千円
第2項 出 資 金	434,000千円	9,209千円	443,209千円
第3項 国 庫 (県) 支 出 金	2,839,558千円	△538,511千円	2,301,047千円
第4項 他 会 計 支 出 金	18,500千円	△6,640千円	11,860千円
第5項 負 担 金	238,842千円	△171,491千円	67,351千円
第6項 そ の 他 資 本 的 収 入	0千円	100,000千円	100,000千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	21,214,427千円	△1,235,090千円	19,979,337千円
第1項 建 設 改 良 費	12,318,427千円	△1,321,090千円	10,997,337千円
第2項 企 業 債 償 還 金	8,896,000千円	86,000千円	8,982,000千円

## 第5条 予算第5条の表中

「

清水南部浄化センター汚泥処理棟解体工事費	令和8年度	211,000千円
大沢地区雨水渠築造工事費	令和8～9年度	1,300,000千円
瓦場町地区雨水渠築造工事費	令和8年度	160,000千円
静清処理区編入切替管渠築造工事費	令和8年度	266,000千円
中島処理区大谷1号幹線布設替工事費	令和8年度	200,000千円
渋川雨水ポンプ場機械設備工事費	令和8年度	611,000千円
渋川雨水ポンプ場電気設備工事費	令和8年度	715,000千円
高橋雨水ポンプ場電気設備工事費	令和8年度	73,000千円
中島浄化センター2号焼却設備灰ホッパ等改築工事費	令和8～9年度	1,405,000千円
静清浄化センター管廊継手改築工事費	令和8年度	149,000千円
中島雨水ポンプ場No.3・4除塵機機械設備改築工事費	令和8年度	769,000千円
中島雨水ポンプ場No.3・4除塵機電気設備改築工事費	令和8年度	57,000千円

を

浜田ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事費	令和8年度	241,000千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事費	令和8年度	85,000千円

」

「

大沢地区雨水渠築造工事費	令和8年度	1,300,000千円
瓦場町地区雨水渠築造工事費	令和8年度	160,000千円
静清処理区編入切替管渠築造工事費	令和8年度	266,000千円
中島処理区大谷1号幹線布設替工事費	令和8年度	200,000千円
渋川雨水ポンプ場機械設備工事費	令和8年度	611,000千円
渋川雨水ポンプ場電気設備工事費	令和8年度	715,000千円
中島浄化センター2号焼却設備灰ホッパ等改築工事費	令和8～9年度	1,405,000千円
中島雨水ポンプ場No.3・4除塵機機械設備改築工事費	令和8年度	769,000千円
中島雨水ポンプ場No.3・4除塵機電気設備改築工事費	令和8年度	57,000千円

に

」

改める。

第6条 予算第6条に定めた企業債の限度額「9,112,300千円」を「8,497,600千円」に改める。

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既 決 額)	(補 正 額)	( 計 )
(1) 職 員 給 与 費	1,679,630千円	△134,947千円	1,544,683千円

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

## 静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金条例の制定について

静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金条例を次のように定める。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金条例

(設置)

第1条 静岡市が有する豊かな環境を保全し、及び地域資源を活用して環境課題の解決を図る事業（他の基金を財源とすべき事業を除く。以下「事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、静岡市の豊かな環境を保全活用し未来へつなぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

(1) 事業のための寄附金

(2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる金額

(3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年3月16日から施行する。

## 静岡市事務分掌条例の一部改正について

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中市民局の事務分掌を削る。

第1条中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改め、同条観光文化・市民局の事務分掌中（4）を（8）とし、（3）の次に次のように加える。

- （4）市民活動の推進、市民との協働及び市民参画に関する事項
- （5）人権に関する事項
- （6）生涯学習に関する事項
- （7）市民生活に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（静岡市男女共同参画推進条例の一部改正）

2 静岡市男女共同参画推進条例（平成15年静岡市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第30条中「市民局」を「観光文化・市民局」に改める。

（静岡市多文化共生のまち推進条例の一部改正）

3 静岡市多文化共生のまち推進条例（令和4年静岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第18条中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改める。

（静岡市市民活動の促進に関する条例の一部改正）

4 静岡市市民活動の促進に関する条例（平成19年静岡市条例第13号）の一部を次のように

改正する。

第15条中「市民局」を「観光文化・市民局」に改める。

(静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例の一部改正)

5 静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例（平成28年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条中「観光交流文化局」を「観光文化・市民局」に改める。

## 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成15年静岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「824,000円」を「849,000円」に改め、同条第2号中「735,000円」を「758,000円」に改め、同条第3号中「663,000円」を「683,000円」に改める。

第6条第2項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

第10条中「種類」を「種目」に改める。

第11条中「静岡市職員の給与に関する条例及び」を「静岡市職員の給与に関する条例並びに」に改め、「静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）」の次に「及び静岡市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第42号）」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正前の静岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて令和7年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

## 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1,250,000円」を「1,288,000円」に改め、同条第2号中「940,000円」を「969,000円」に改め、同条第3号及び第4号中「812,000円」を「837,000円」に改め、同条第5号中「663,000円」を「683,000円」に改める。

第7条第2項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

#### (適用)

2 第1条の規定による改正後の静岡市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

#### (期末手当の内扱)

3 改正前の静岡市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和7年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

## 静岡市火入れに関する条例の一部改正について

静岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 静岡市火入れに関する条例の一部を改正する条例

静岡市火入れに関する条例（平成15年静岡市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、異常乾燥注意報」を「及び乾燥注意報が発表され、」に改め、「火災警報」の次に「、林野火災注意報及び林野火災警報」を加え、同条第2項中「前項に規定する注意報若しくは警報」を「強風注意報及び乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報、林野火災注意報及び林野火災警報」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

## 静岡市火災予防条例の一部改正について

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）」を  
「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）」を  
第2章の3 林野火災の予防（第38条の8—第38条の9）  
の7)  
に改める。  
」

第10条の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第10条の2とし、第9条の次に次の1条を加える。

#### （簡易サウナ設備）

第10条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる

手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで及び第15号から第18号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第38条中「火災に関する警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第38条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第2章の2の次に次の1章を加える。

### 第2章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第38条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、管轄の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第61条の3第1項第3号中「第64条」を「第64条第1項」に改める。

第63条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第8号の2とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第64条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び同条を第10条

の2とし、第9条の次に1条を加える改正規定、第38条の7の改正規定、第2章の2の次に1章を加える改正規定並びに第63条の改正規定及び同条第8号を同条第8号の2とし、同条第7号の次に1号を加える改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

議案第34号

## **後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例の廃止について**

後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### **後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例を廃止する条例**

後藤磯吉・悦子福祉及び教育奨励基金条例（平成15年静岡市条例第79号）は、廃止する。

#### **附 則**

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第35号

## 静岡市清水港海づくり公園代替施設建設基金条例の廃止について

静岡市清水港海づくり公園代替施設建設基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

### 静岡市清水港海づくり公園代替施設建設基金条例を廃止する条例

静岡市清水港海づくり公園代替施設建設基金条例（平成24年静岡市条例第3号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

**静岡市青葉通り自転車等駐車場ほか12施設の指定管理者の指定について**

静岡市青葉通り自転車等駐車場ほか12施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

管理を行わせる施設の 名 称 及 び 所 在 地	静岡市青葉通り自転車等駐車場 静岡市葵区呉服町二丁目3番地の1地先 静岡市追手町自転車等駐車場 静岡市葵区追手町8番地の7地先 静岡市黒金町西第1自転車等駐車場 静岡市葵区黒金町38番地の1 静岡市黒金町西第2自転車等駐車場 静岡市葵区黒金町38番地の1 静岡市黒金町東第1自転車等駐車場 静岡市葵区黒金町60番地の1 静岡市黒金町東第2自転車等駐車場 静岡市葵区黒金町57番地の1 静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場 静岡市駿河区東静岡二丁目1番1号 静岡市森下町自転車等駐車場 静岡市駿河区森下町1番1号 静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場 静岡市駿河区鎌田432番地の6 静岡市安倍川駅東口第1自転車等駐車場 静岡市駿河区みづほ四丁目11番6号 静岡市清水駅西口第1自転車等駐車場
-----------------------------	---

	静岡市清水区辻一丁目15番22号 静岡市清水駅西口第2自転車等駐車場 静岡市清水区辻一丁目14番1号 静岡市草薙駅北口自転車等駐車場 静岡市清水区草薙北2番24号
指 定 管 理 者	(所 在 地) 東京都中央区日本橋小網町7番2号 (名 称) サイカパーキング株式会社 (代表者名) 代表取締役 森井 清
指 定 期 間	令和8年4月1日から 令和18年3月31日まで

#### 参考資料

サイカパーキング株式会社の概要

設 立 昭和52年1月24日

資本金 1億円

業務内容 駐輪場及び駐車場の管理、運営業務

駐輪場及び駐車場の設置に伴う調査、計画、立案、設計、指導並びに資金調達の斡旋指導

駐輪場及び駐車場の関連建物・設備機器等の斡旋、紹介、リース並びに販売業務

自転車の保守及び整備業務

駐輪場及び駐車場の放置車両の撤去、保管並びに返還に係る受託業務 他

事業実績 第一区分自転車駐車場指定管理業務 (所沢市)

西宮市有料自転車駐車場の管理運営業務 (西宮市)

岡山市有料自転車駐車場の管理運営業務 (岡山市)

市営自転車駐車場Dブロック指定管理業務 (さいたま市) 他

## 和解について

静岡市歴史博物館の建設工事設計業務に関連し、建築工事の追加工事及び展示工事の工期延長が発生し、これらに追加の費用を要した件について、次のとおり和解をする。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

1 相手方

所在地 東京都小平市花小金井南町二丁目6番7号  
名 称 有限会社S A N A A事務所  
代表取締役 妹島 和世

2 解決金額

9,500,000円

3 和解の要旨

- (1) 相手方は、静岡市に対して本件の解決金として金9,500,000円を支払う。
- (2) 静岡市及び相手方は、前号に定める事項のほか、本件に関し、互いに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 工事委託契約の締結について

令和7年度清市道委債第1号中部横断自動車道両河内スマートインターチェンジ（仮称）整備工事の委託契約を次のとおり締結する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

1	委託工事名	令和7年度清市道委債第1号 中部横断自動車道 両河内スマートインターチェンジ（仮称） 整備工事委託
2	委託工事の概要	延長 180m 幅員 7m 排水構造物工（U型側溝） 941m 法面工（植生基材吹付） 4, 430m <sup>2</sup> 舗装工 590m <sup>2</sup>
3	工事場所	静岡市 清水区葛沢、西里 地内
4	契約方法	随意契約
5	契約金額	616,954,000円
6	受託者	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 中日本高速道路株式会社 東京支社長 荒井 靖博

### 工事請負契約の締結について

令和7年度都都公嘱第3号駿府城跡天守台野外展示整備工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

1	工事名	令和7年度都都公嘱第3号 駿府城跡天守台野外展示整備工事
2	工事の概要	施工面積 28,000m <sup>2</sup> 敷地造成工 堀削 (ICT) 22,400m <sup>3</sup> 路体盛土工 (ICT) 6,100m <sup>3</sup> 法面整形工 (ICT) 6,410m <sup>2</sup> 擁壁工 かごマット工 608m <sup>2</sup> 園路広場整備工 土系舗装工 2,918m <sup>2</sup> アスファルト舗装工 (ICT) 2,420m <sup>2</sup> 植栽工 (張芝) 11,180m <sup>2</sup> 公園橋工 2基 デッキ工 2基
3	工事場所	静岡市 葵区 駿府城公園 地内
4	契約方法	総合評価一般競争入札
5	契約金額	663,300,000円
6	受注者	静岡市清水区松原町5番17号 鈴与建設株式会社 代表取締役社長 櫻井 重英

### 工事請負契約の変更について

令和5年度駿県橋債第1号（一）静岡焼津線（石部海上橋）橋梁耐震補強補修工事（令和5年10月11日議決、第1回変更令和7年3月6日報告、第2回変更令和7年9月16日報告）の請負契約を次のとおり変更する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

区分	契約金額（円）	変更概要
当初	819,500,000	工期内に資材価格や労務単価が著しく変動したため、静岡市建設工事請負契約約款第26条第6項の規定により、増額の変更を行う。
第1回変更後	842,447,100	(当初決議より64,945,100円増額 (7.92%増額))
第2回変更後	861,996,300	
第3回変更後	884,445,100	

### 工事請負契約の変更について

令和7年度清市道債第3号葛沢線（仮称葛沢大橋）橋梁下部工工事（その2）の請負契約を次のとおり変更する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

1	工事名	令和7年度清市道債第3号 葛沢線（仮称葛沢大橋）橋梁下部工工事（その2）
2	工事の概要	工事延長 8.6m 橋長 100m 全幅 8.2m RC橋脚工（T型橋脚） 1基 ニューマチックケーソン基礎工 1基
3	工事場所	静岡市 清水区葛沢、土地内
4	変更前契約金額	295,900,000円
5	変更後契約金額	317,193,800円
6	変更概要	橋脚基礎の施工にあたり、電力会社と仮設受電設備について協議した結果、周辺地域への電力供給に支障を及ぼすおそれがあることが判明した。これに伴い、電力の安定供給を確保するため設備の仕様変更を行う必要が生じたことから、契約を変更する。 (請負契約の変更により契約金額が3億円以上となるため、議会の議決に付すべき契約となる)
7	契約の相手方	静岡市葵区山崎一丁目35番地の1 石福建設株式会社 代表取締役 望月 克政

議案第42号

### 市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

路線名	旧新別	起 点	重要な経過地
		終 点	
中島4号線	旧	静岡市駿河区中島291番地先	_____
		静岡市駿河区中島319番2地先	_____
	新	静岡市駿河区中島294番3地先	_____
		静岡市駿河区中島319番2地先	_____

## 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	寺田15号線	静岡市駿河区寺田7番3地先	_____
		静岡市駿河区寺田4番22地先	
2	清水駅歩行者専用道線	静岡市清水区袖師町2003番地内	_____
		静岡市清水区真砂町1番2地内	

議案第44号

### **あらたに生じた土地の確認について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

清水区袖師町字西浜1575番61並びに清水区袖師町字飛島1975番1、1976番及び1974番2の地先公有水面埋立地

1.51 平方メートル

上記地番は、令和7年12月26日現在の登記簿による。

## 位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の標準地図」を下地にしたものである。

議案第45号

### **字の区域の変更について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和8年2月9日提出

静岡市長 難波喬司

清水区袖師町字飛島に編入する区域

清水区袖師町字西浜1575番61並びに清水区袖師町字飛島1975番1、1976番及び1974番2の地先公有水面埋立地

1.51 平方メートル

上記地番は、令和7年12月26日現在の登記簿による。

## 位置図



この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の標準地図」を下地にしたものである。